

芝山町地域包括支援センター ～高齢者の身近な相談窓口～

☎ 地域包括支援センター ☎ 77-3925

地域包括支援センターは、高齢者のみなさまがいつでも住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、さまざまな業務を行っています。

●お気軽にご相談ください（総合相談）

高齢者のみなさんやその家族等からの介護・医療・健康・福祉などさまざまな相談に対して、専門職が協力して関係機関に連絡を取り、必要なサービスにつなぎます。

●元気でいられる身体づくりをお手伝いします

（フレイル予防）
加齢により心身の活力（筋力、認知機能、社会との交流など）が低下した状態を「フレイル」といいます。多くの人がフレイルの段階を経て要介護状態になると考えられており、地域の高齢者のみなさんの状態にあわせたフレイル予防に取り組めます。

●自立した生活ができるよう支援します

（介護予防ケアマネジメント・介護予防支援）
介護保険の要支援1・2及び基本チェックリストで事業対象者と判定された（生活機能の低下がみられた）方に介護予防ケアプランを作成し、さまざまなサービスで暮らしをサポートします。

●みなさんの権利と尊厳を守ります（権利擁護）

高齢者虐待や消費者被害の防止、成年後見制度の活用などにより、高齢者のみなさまに不利益が生じないよう関係機関と協力して支援します。

※**成年後見制度**…認知症などにより判断能力が不十分な方の代わりに、契約の締結や財産管理をしたり、本人が誤った判断により契約をした場合に取り消すことができる成年後見人等を選任することで、これらの人を不利益から守る制度です。

●暮らしやすい地域づくりに取り組みます

（包括的・継続的ケアマネジメント）
高齢者のみなさんの心身の状態やその変化に合わせて、とぎれることなく必要なサービスが提供されるように、地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援・指導や関係機関との調整を行います。



若竹塾 勾玉づくり

8月6日(日)、芝山古墳・はにわ博物館において第1回若竹塾「勾玉づくり」が開催されました。なかなか経験することのない勾玉づくりに大人も子どもも夢中になり、親子などで力を合わせて世界に1つだけの傑作を作り上げました。」



芝山町指定ごみ袋無料引換券 有効期限は令和6年3月31日です

☎ まちづくり課 環境下水道係 ☎ 77-3908

可燃ごみの適正な処理を促進するとともに、各世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的に、町内の各世帯へごみ袋無料引換券を配布します。

■引換数 可燃ごみ（大）2袋分（計40枚）

■引換方法 9月上旬頃、対象世帯へ「芝山町ごみ袋無料引換券」を送付しますので、所定の引換場所にて引き換えを行ってください。

■引換券利用時の注意事項

- ・引換券は令和6年3月31日までの期限付きとなり、期限が切れた引換券は無効となります。
- ・引換券の再発行は行いませんので、折り曲げたり汚したりしないでください。
- ・引換券を他人に譲渡した場合や不正に使用された場合は、引換券または交換したごみ袋を返還していただきます。
- ・引換券の盗難や紛失または滅失などに対して、発行者（芝山町）は責任を負いません。



国民年金に加入している方 障害基礎年金の制度について

☎ 町民税務課 国保年金係 ☎ 77-3912

障害基礎年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

■支給要件

次のすべての要件を満たしたときに支給されます。

① 障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること。

- ・国民年金加入期間
- ・20歳前または60歳以上65歳未満（国内に住んでいる方のみ）の年金未加入期間

※ 老齢基礎年金を繰り上げて受け給している方を除きます。

② 障害の状態が、障害認定日（初診日から1年6カ月経過した日、または1年6カ月以内に症状が固定した場合はその日）または20歳に達したときに、障害等級の1級または2級の状態になっていること。

※ 障害認定日に障害の状態が軽くて、その後重くなったときには、障害基礎年金を受け取ることができる場合があります。

③ 初診日の前々月までに保険料を納めた期間、保険料の免除期間、納付猶予期間、学生納付特例期間の合計が、加入すべき期間の3分の2以上あるか、直近1年間に保険料の未納がないこと。または20歳前に初診日がある場合。

■その他

保険料の未納期間があると、障害になった場合でも障害基礎年金を受給できなくなる可能性があります。納付が難しい場合、免除制度を利用できる場合がありますので、まずは国保年金係にご相談ください。

■問合せ

・国保年金係
・ねんきんダイヤル
（0570・05・1165）
※ 問い合わせの際には、基礎年金番号、傷病名、初診日などわかるようにしていただくとスムーズです。

■受けられる年金額（※令和5年4月分より金額が変更されました）

●1級

67歳以下の方 (昭和31年4月2日以後生まれ)	993,750円 + 子の加算額※
68歳以上の方 (昭和31年4月1日以前生まれ)	990,750円 + 子の加算額※

●2級

67歳以下の方 (昭和31年4月2日以後生まれ)	795,000円 + 子の加算額※
68歳以上の方 (昭和31年4月1日以前生まれ)	792,600円 + 子の加算額※

※ 子の加算額は受給者に生計を維持されている子がいるときに加算がされます。

（子とは、18歳になって最初の3月31日までの子、または20歳未満で1・2級の障害がある子）

● 1人目・2人目…1人につき228,700円 ● 3人目以降…1人につき76,200円

秋の全国交通安全運動

☎ 総務課 自治振興係 ☎ 77-3903

9月21日(木)～30日(土)までの10日間において、全国一斉に「秋の全国交通安全運動」が実施されます。みんなで交通安全ルールを守って、交通事故をゼロにしましょう。

■子どもと高齢者をはじめとする歩行者の安全の確保

・歩行者も交通ルールを守りましょう。

・反射材を活用しましょう。

・地域や家庭で、日頃から通学路などの安全を確かめましょう。

■夕暮れ時と夜間の歩行者事故などの防止

・秋になると日没時間が早まるため、早めのライト点灯を心がけましょう。

■飲酒運転の根絶

・飲酒運転を絶対にしない、させないという強い気持ちを持ちましょう。

・妨害運転（あおり運転）は絶対にやめましょう。

■自転車の交通ルール順守の徹底

・自転車に乗るときは、必ずヘルメットを着用しましょう。